

町では、被保険者の健康の保持増進と、生活習慣病の早期発見により重病化を防ぐことを目的として、神戸町国民健康保険加入者を対象に、人間ドック(健康診査)の健診料の一部を助成しています。下記の申請要件に該当される方は、住民保険課で申請をしてください。

要件1

加入している健康保険

**神戸町
国民健康保険**

要件2

申請の期限

健診料を支払った日の
翌日から
6か月以内

要件3

健診を受けた日の年齢

40歳以上

要件4

支払った健診料

2万円(税抜き)以上
(2万円未満は対象外)

要件5

納税状況

**納期到来分まで
完納**

- ・要件「1～5」にすべて該当する場合が対象です。
- ・助成金額は被保険者一人につき健診料の半額とし、上限は1万2千円です。
(ただし、健診料が2万円未満の場合は助成の対象外となります。)
- ・助成は4月1日～翌年3月31日までの期間で被保険者1人につき1回が限度です。



助成金の申し込み方法(お持ちいただく物)

- ①健診料の領収書(原本)
- ②国民健康保険被保険者証
- ③振込先の分かるもの
- ④人間ドック受診結果表

※人間ドックの受診結果の提供をお願いします。保健事業の基礎資料とさせていただきます。原本をお持ちいただければ、コピーをさせていただきますのでご協力をお願いします。

住民保険課 ☎27-0174

後期高齢者医療保険料

特別徴収を「平準化」します

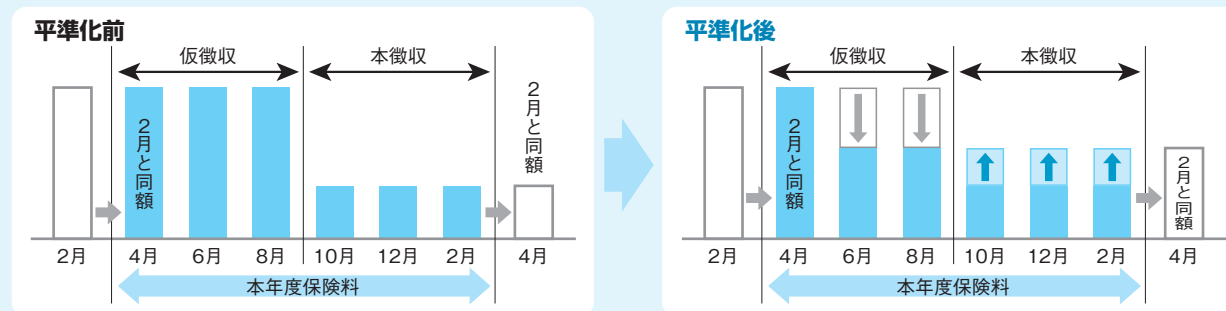
特別徴収とは、後期高齢者医療保険料を「年金からの天引き」により納付する方法で、期間により「仮徴収」と「本徴収」に分かれています。

仮徴収…4月・6月・8月の天引き分で、原則として2月の天引き額と同額になります。

本徴収…10月・12月・翌年2月の天引き分で、決定した年間保険料の総額から、仮徴収により納付される金額を除いたものです。

平準化とは、保険料の変動等により、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまう方を対象に、6月・8月の天引き額を変更することで、年間の天引き額ができるだけ均等になるように調整することです。

【例：仮徴収が本徴収よりも高い場合】



注意事項

- ・平準化により年間の保険料の総額が変わることはありません。
- ・後期高齢者医療保険料の額は、個人で異なります。
- ・令和3年度の保険料額は7月に決定・通知しますので、10月以降の徴収額については、そちらをご覧ください。

住民保険課 ☎27-0174